

2021 年度第 2 回事務担当者会議

と き 2022 年 1 月 19 日 (水) 13:00~17:00

と ころ 4F ホール+ウェブ (ZOOM) 会議併用



会 議 次 第

(1) 開 会

(2) 推進委員長あいさつ

(3) 議 題

I. 加入推進について

II. じちろうマイカー共済について

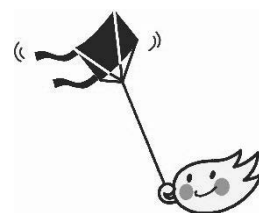
III. 団体生命共済継続募集事務について

IV. 例月事務について

V. 掛金収納事務について

VI. その他

(4) 閉 会



こくみん共済 coop <全労済>
自治労共済推進本部北海道支部

I. 加入推進について

〔参照〕①きょうさいNEWS（10/1号）

②担当役職員Q&A

③

自治労共済北海道発事務連絡
2022年1月5日

地本・単組執行委員長
各 加入団体代表者 様
共済推進委員会委員

こくみん共済 coop <全労済>
自治労共済推進本部北海道支部
事務局長 木村 美智留
(職印省略)

じちろう団体生命共済抜本改正に係る 「掛金試算ツール」等の提供について

日頃の労働者自主福祉運動に対する取り組みに心から敬意を表します。

さて、11月19日～25日に開催した（Zoomによるウェブ会議）道支部第1回事務担当者会議で別途ご提供することとした標記の資料につきまして、次のとおり道本部ホームページ（単組・組合員専用ページ）に掲載する方向で準備中です。各単組・協力団体において積極的にご活用いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

1/5から閲覧可能です。

1. 掲載予定日：1月中旬（～1/21）までに閲覧可能となるよう準備中です。
2. 掲載場所：道本部ホームページ「単組・組合員専用ページ」の「資料」コーナー
→ <https://www.jichiro-hokkaido.gr.jp/log-document.html>
(ログイン用のユーザー名・パスワードは道本部機関紙をご覧ください。)
3. 掲載資料：①「掛金試算ツール」（2022/7 発効～団体生命共済制度改定用）
②事務担当者会議で使用した資料（未配布・画面共有のみの1種類）
4. 「掛金試算ツール」のご使用にあたって
 - ①各単組等の「県枝」（けんえだ）毎にツールが異なりますので、該当する県枝名が付されたファイルをダウンロードしてご使用ください（県枝がわからない場合は道支部までお問い合わせください）→ 電話 011-747-1536
 - ②ご使用（試算作業）にあたっては、まず、Excel ファイルの「使用方法」シートの留意事項等をご一読いただきますようお願いいたします。
 - ③その他、ご不明な点がありましたら道支部・木村までお問い合わせください。

以上

Ⅱ. じちろうマイカー共済について

Ⅱ-1. じちろうマイカー共済2021年度11月制度改定について

(自治労共済北海道発事務連絡2021年8月26日付再掲)

1. 改定の目的

認知症等の方が事故を起こした場合の損害賠償に関して、社会的要請の高まりに応え被害者救済に資するべく、補償範囲の拡充を行うなどを実現するため、また、2020年4月の自賠責共済(保険)の支払基準の見直しに伴う対応を行うとともに、この間の収支状況をふまえた掛金水準および掛金設定区分の見直しを行う。

2. 改定の概要

(1) 共済掛金の改定

- ① 地域・職域掛金区分の廃止
地域・職域掛金を廃し、地域・職域共通の共済掛金を設定する
- ② 団体割引の見直し
当該団体の契約件数と収支状況に応じた割引を適用する団体割引の仕組みを契約件数20件以上の団体に適用要件を拡充する。
- ③ 共済掛金水準の見直し
この間の収支状況をふまえ、全体掛金水準の見直しを行う。

(2) 補償内容の改善

- ① 賠償責任条項における被共済者の拡大(責任無能力者の場合の親族追加)
責任無能力者(認知症等の運転者)の事故により親族等が監督責任を負った場合に補償できるよう被共済者の範囲を拡大する。
- ② 入替自動車の自動補償の見直し
契約者の利便性の観点から、被共済自動車の被共済自動車の入替手続きまでに廃車(譲渡・返還含む)されていれば自動補償を可能とする(対象期間は現行どおり)。
- ③ 対物賠償の費用共済金の見直し
車両火災事故に関して、失火責任法により法律上の賠償責任が生じない場合でも道路法により道路管理者等からの請求(原因者負担金)に対応できるようにする。
- ④ 新規運転免許取得者の賠償損害特約の範囲拡大
被害者保護の観点から、本人・配偶者限定特約の範囲外の新規運転免許取得者についても定められた期日までに変更手続きを行えば補償できるようにする。
- ⑤ 契約引受に関する規定の見直し—被共済自動車を主に使用する者の範囲の取り扱い
主たる被共済者が未成年の場合に限って、車検証所有者が「主たる被共済者の別居の親族でも引き受け可能としている運用上の取り扱いを変更する。
- ⑥ 自賠責共済(保険)支払い基準一部改正に伴う人身傷害補償損害額基準の見直し
2020年4月に自賠責共済(保険)支払基準が改正されたことに伴い、その基準を下回らないよう人身傷害補償条項損害額基準を見直す。

3. 実施時期

2021年11月実施とする。

なお、人身傷害補償条項損害額基準の見直しは既存契約にも一斉適用とする。

II-2. じちろうマイカー共済事務処理上の留意点について

1. 申込書の点検項目

ご加入いただく際には申込書の告知欄への記入が必要です。新規加入告知欄は申込書表面の「告知欄②」と裏面の「告知欄①」があります。申込書を受け付けた際には、必ず告知欄の記入があるかどうかを確認してください。

(1) 告知欄

申込書裏面 告知欄①質問B（新規・継続共通） 変更申込書では質問A

【質問B】

申込書裏面にある告知欄のうち、
「被共済自動車の車検証上の所有者と主たる被共済者が異なる」
場合に記入する項目です。

質問B 今回お申し込みの被共済自動車について、以下のいずれかに該当する場合はご記入、○印をつけてください。

1 今回お申し込みの主たる被共済者と車検証（登録識別情報等通知書等）における所有者が異なる。

車検証等の所有者(カナ)

(理由)

① ローン購入でディーラー等の名義のため
② 1年以上のリース契約のため
③ 名義変更途中のため
④ その他()

被共済自動車の車検証上の所有者と主たる被共済者が異なる場合、
①未記入
②記載理由が加入引受要件に合っていない
時は問い合わせになります。

申込書表面告知欄②質問G（新規）

<告知欄② 申込書表面>

☆☆ご契約締結にあたっての告知欄②
(新規申し込みの方)

質問F【前契約がある方のみご回答ください。】
前契約(効力開始日から過去13ヵ月以内に自動車保険(共済)の満期を迎えたか、解約・解除された契約)または中断証明書が発行された契約がある場合は、ご記入ください。
注：事故回数は、前契約の自動車保険(共済)期間中の事故(同会社へ事故報告した事故を含む)をご記入ください。
確認のため、「自動車保険(共済)証券」の写しまたは「中断証明書」の原本を必ず添付してください。

会社名 _____

前契約の保険始期日(和暦) 平成 年 月 日	満期日・解約日(和暦) 平成 年 月 日
等級	事故有係数適用期間
記名被保険(共済)者名	今回お申し込みの主たる被共済者との関係 本人 <input type="radio"/> 同居親族 <input type="radio"/> その他 <input type="radio"/>

事故内容	対人	対物	自損	車両	その他	合計
事故回数						

質問G【セカンドカー割引適用の方のみご回答ください。】
今回お申し込みの主たる被共済者が同一で、被共済自動車と異なる他の自動車保険(共済)契約がある場合は、ご記入ください。
注：他の自動車保険(共済)契約が11等級以上である必要があります。
条件によってセカンドカー割引の対象とならない場合があります。
確認のため、他の自動車保険(共済)契約の「自動車保険(共済)証券」の写しを必ず添付してください。

会社名 _____

満期日(和暦) 年 月 日	等級
------------------	----

申込書表面に「告知欄②」が、裏面に「告知欄①」があります。
両方とも記入が必要です。

長期契約の場合、保険証書記載の保険始期日（3年契約であれば1年目の始期日）を記入します。

中途解約の場合は解約日、満期解約の場合は満期日を記入します。

告知対象期間内に、保険金を請求したことがあるかを告知します。長期契約の場合はその契約期間中（3年契約であれば3年間）の事故の有無を告知します。

長期契約の場合、保険証書記載の等級および事故有係数適用期間を記入します。

道支部では見積り時点で前保険(共済)が「1年契約」または「長期契約」なのかを明確にするため、前契約の保険期間を全期間登録しています。短期契約（じちろうマイカー共済で残期間6ヶ月以上の契約）でご加入いただく際には必ず、解約日の記載（取り消し線記入）の上申込書の告知欄への記入が必要です。効力開始日と前保険解約日が一致しない場合、短期契約が結べないため、問合せが発生します。

(2) 前契約（共済）未解約

他保険（共済）からの切替加入で、前保険が未解約（満期非継続）のまま申込される方がいます。新規申込書受付時には前保険は解約手続きを行ったか、解約日はいつか、改めて確認をお願いいたします。

(3) 誤った変更手続き「車両入替」について

複数台契約してる方が誤った車両入替を行ってしまうケースがあります。

<対策>変更見積依頼書には必ず「契約番号」、新・旧「車両情報」を必ず記載してください。

また、道支部から郵送された「変更申込書」にて正しく車両入替されているかご確認をお願いします。一度契約が成立すると遡及しての変更手続きはできません。

★☆☆車種	★☆☆車名(例:「プリウス」)	★☆☆型式	型式発売年月	★☆☆初度登録(検査)年月	★☆☆軽用途	★☆☆車体の形状
軽四乗用(21)	ムーヴ	LA160S	3年超	H29年06月		
★☆☆ナンバー表示文字	★☆☆分類番号	カナ	車両登録番号	★☆☆車台番号	★☆☆総排気量	★☆☆最大積載量
	ク	7681	LA160S-		0.65 L	kg
型式別クラス	★☆☆AEB装置※1	車検満了日※2	自賠責会社名	自賠責満期日※2		
対人 対物 人傷 車両 1 1 1 1	①あり ②なし ***	R04年06月29日	東京海上日動(09)	R04年07月31日		
ハイブリッド車割引	福祉車両割引	新車割引(普通・小型・軽四輪乗用車)	AEB割引			
①該当する ②該当しない 該当しない(2)	①該当する ②該当しない 該当する(1)	①該当する ②該当しない 該当しない(2)	①該当する ②該当しない 該当しない(2)			

※1 AEB装置が搭載されていても、必ずしもAEB割引の対象になるとは限りません。型式発売年月から3年を超える場合は告知不要のため、***を印字します。型式発売年月が不明な場合は空白となります。
 ※2 車検満了日と自賠責満期日をご確認いただき、最新の内容をご記入ください。

ナンバー表示文字	分類番号	カナ	車両登録番号	効力開始日(西暦)	運送区分	変更区分	証	私	金融機関コード	PRKK0300	K	S
北見	580	カ	1445	年 月 日						旧原簿		
車名				運輸局	161	仕事	自賠責会社	運	人傷会社	新否	収録	複製
車台	AR限	該当	夜強	A割引	任意情報	1	2	新車		現原簿	受付番号(受理番号)	
車台	1	1								551		
車両入替適用年月日(西暦)				例1	例2	例3	私込番原簿番号					
年 月 日												

↑入替前（現在の被共済自動車）の自動車の情報

申込書の点検項目

項目	説明
添付書類の確認	<ul style="list-style-type: none"> 車検証は添付されているか。 他保険等からの切替新規の場合、前契約の保険証券等が添付されているか。また、その保険証券等で必要事項が確認できるか。
効力開始日	<ul style="list-style-type: none"> 申込日、効力開始日、単組受付日に矛盾はないか。
告知欄	<ul style="list-style-type: none"> 告知欄は記入されているか。 (長期契約からの切替の場合には、特に注意が必要です。)
自署・押印	<ul style="list-style-type: none"> 自署欄に漢字自署の記入があるか。 (自署欄に漢字自署の記入があれば、押印はなくても問い合わせしません。※新規加入に限り)
口座振替依頼書	<ul style="list-style-type: none"> 使用できる口座か。 訂正箇所がある場合、届出印による訂正印があるか。
複数契約割引	マイカー共済にすでに契約があり増車する場合、複数台割引を適用しているか。
他保険等からの切替新規における等級	<ul style="list-style-type: none"> 他保険等からの切替新規の場合、適用等級等は正しいか。
引受可否	<ul style="list-style-type: none"> 他保険からの切替新規の場合、運用基準に抵触しないか。 (じちろうマイカー共済での適用等級が1等級以下となる、前契約期間中に3件以上の共済金(保険金)請求をしている、など)。
生協組合員番号	<ul style="list-style-type: none"> 生協組合員番号に誤りはないか。 新規組合員の場合、生協組合員番号が付与されてから申込

	書を東京事務センターに送付します。(システムの仕様上、生協組合員番号が付与されていないと契約登録ができません)。
--	--

3. 他車運転危険補償特約について

【問合せ内容】

車を廃車して新車を購入したが、ディーラーから納車まで数か月かかることを言われ、ディーラーから貸し出された代車を使用することになりました。他車運転危険補償でその期間、代車を補償することができますか？

【回答】

新しい車を購入したディーラー等から代車が貸し出されている場合、「被共済自動車の入替にともなう代車」として、納車日までの間の使用は他車運転危険補償の対象となります。ただし、新しい車の納車後は速やかに車両入替手続きを行う必要があります。

【注意】

契約締結にあたっては、被共済自動車を設定する必要があります。契約更新時には要件をみたくないので、更新（継続）することができません。

(補足) 必要に応じて解約・中断手続き行ってください。

4. 事故受付センター、ロードサービスの連絡先について

5. じちろうマイカー共済 見積もりキャンペーンについて

Ⅲ. 団体生命共済継続募集事務について

ポイント



医療保障が改善（先進医療追加・がん診断改善）/掛金体系変更/経過措置・激変緩和
継続募集スケジュール確認
団生既加入者全部回収

1. 2022 年度継続募集事務について

(1) 2022 年 7 月発効スケジュール

	7 月発効単組
契約データ抽出日	1 月 1 7 日 (月)
継続帳票単組着日	2 月 9 日 (水)
継続募集締切日	3 月 2 5 日 (金)
回収申込書締切日 (道支部着日)	4 月 8 日 (金)
掛金一覧単組着日	5 月 2 3 日 (月)

- ①統一締め切り 2022 年 3 月 2 5 日 (金)
⇒3 月 25 日までに、契約者から帳票を回収してください
- ②道支部締め切り 2022 年 4 月 8 日 (金)
⇒回収した帳票をトータル票・集計票にまとめて、締切日までに、道支部へ送付してください
- ③掛金一覧 2022 年 5 月 2 3 日 (月) に単組に送付されます。
組合員の個別掛金が変わりますので、6 月賃金からの引去り額の変更を忘れずに行ってください。
5 月にあらためて發文にてご案内します (掛金一覧のデータ提供についてもご案内します)。

(2) 送付物について

【本部送付物】 2022 年 2 月 9 日 (金) 単組着

- ①継続帳票
- ②未加入者用 加入・変更申込書
- ③継続対象者兼終了者一覧
- ④制度切替のお知らせ・おすすめプランのご案内 対象者一覧等

【道支部送付物】 2022 年 2 月 9 日 (金) 単組着で送付予定 (業者より送付)

- ①2022 年 7 月発効自治労共済総合パンフレット
- ②2022 年 7 月発効団体生命共済募集教宣紙 (自治労共済特集号)

※送付数は、基本型加入数を基本とし、若干多めに送付しています。

【道支部送付物】 1 月下旬事務連絡と合わせて一定数を送付します

- ③トータル票 (変更あり)、トータル票 (変更なし)、トータル集計票
- ④事務担当者会議欠席単組へ セット共済継続事務マニュアル 1 冊

2. 継続事務のポイント（別冊事務マニュアル）

ポイント



団生抜本改定にともない団生既加入者全部回収（初年度のみ）

（1）申込書の回収方法・集約方法について

①共済契約者

団体生命共済加入者については、2022年度（初年度）対応に限り、打ち出し内容どおりで継続する場合でも、押印または自署のうえ、全員提出していただきます。

②単組

i. 全部回収チェック

継続加入申込書回収後、単組で「団体生命共済制度切替のお知らせ・おすすめプランのご案内 対象者一覧」を活用し、対象組合員の申込書が全部回収できたかチェックを行います。

ii. 継続申込書の束分け方法

回収された継続加入申込書については、申請区分に従い、「①表示内容で継続⇒変更なし束」「②変更あり・③全部解約⇒変更あり束」の2種類の束に分けます。

iii. その他帳票の束分け方法

帳票（申込書）の種類別に仕分けします。

例) 未加入者用 加入・変更申込書⇒C **団生加入** トータル票を1枚おこしてまとめる。

iv. 道支部提出

トータル集計票にまとめて4月8日（金）までに道支部へ提出。

（2）継続加入申込書打ち出し後の団体生命共済の例月・変更について

①現満期の団体生命共済の新規加入した場合

継続加入申込書の打ち出し時点で契約のない組合員が現満期の団体生命共済に新規加入した場合は、現満期と新満期の申込書、あわせて2枚の申込書を提出してください。

（例）新入組合員5月加入の場合⇒①改定前団生+②改定後団生の加入申込書2枚提出

②現満期の団体生命共済に変更申請があった場合（スポット募集時に変更した場合）

継続加入申込書の打ち出し時点で既に加入していた現満期の団体生命共済を、例月で変更申請した結果、新満期の契約にも同じ変更を反映させる場合、変更申請の時期により、それぞれ以下の申込書を提出してください。

◇ 継続加入申込書提出前に、現満期の団体生命共済の変更申請があった場合

ア) 加入・変更申込書 に、現満期の団体生命共済の変更内容を記入します。

イ) 継続加入申込書 に、新満期の団体生命共済の変更内容を記入します。

◇継続加入申込書提出後に、現満期の団体生命共済の変更申請があった場合

2枚の加入・変更申込書に、発効月をそれぞれ必ずご記入ください。

(1枚目) 現満期の団体生命共済の変更内容を記入し、備考欄に「現満期団生の変更」と補記します。

(2枚目) 新満期の団体生命共済の変更内容を記入し、備考欄に「新満期団生の変更」と補記します。

3. 今年度の継続事務の主な変更点について

(1) 継続帳票の出力内容および変更点

①新メニューへの切り替え内容を反映した申込書の出力

②死亡保障型に付帯された医療保障額の印字

◇契約者本人（～60歳）の型のみ加入者の取り扱い

制度改正前の現満期契約における契約者本人（～60歳）Dの型のみ加入者に付帯された医療保障部分が、医療コースとして分離します。

③個人賠償責任共済欄の新設

◇継続申込書での加入について

現満期では団生に個賠を付帯していないため、団生の個賠欄には「2」（付帯しない）が印字されています。継続時に加入される場合、「①付帯する」「告知事項」に○をつけ、金額を記入してご提出ください。

団体生命 共済	個人賠償責任共済 (月額 200円)	2	①付帯する ②付帯しない	【付帯する場合「他の保険の有無」についてお答えください】他の個人賠償責任保険・共済(偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償する保険・共済)に加入している。 ①該当する(他保険加入あり) ②該当しない(他保険加入なし)	円
------------	-----------------------	---	-----------------	--	---

④健康告知欄に「高血圧緩和」の告知欄の新設

⑤団体生命共済の「解約欄」が一つになります

⑥健康告知事項確認用チャート

◇継続加入申込書/未加入者用

従来は継続加入申込書の表紙に添付されていましたが、今回から継続加入申込書とは別にA3版別紙として同封します。

⑦記入要項<記入のご案内>

◇継続加入申込書/未加入者用

従来は継続加入申込書の表紙の裏面に添付していましたが、今回から継続加入申込書とは別にA4版別紙として同封します。

4. 組合員本人「期間限定経過措置メニュー」

制度改定に伴い掛金引き上げとなる組合員を対象とした経過措置として、組合員本人「期間限定経過措置メニュー」選択が可能です。

ただし、経過措置メニューの選択については注意が必要です。

(1) がん保障特約経過措置メニューの選択

がん保障を下げ、掛金をおさえる経過措置メニューです。

①条件 51歳～60歳の組合員本人・既加入者が選択

選択は、改定新制度継続時1回限り

経過措置期間は、新制度発効後4年間

がん保障特約経過措置終了は次の通りです。

- ・がん保障経過措置の設定期間4年が終了するとき。
- ・組合員の年齢が、がん保障経過措置の対象年齢（継続更新日：51歳以上～60歳）からはずれた場合（61歳以上になった場合）。
- ・組合員がじちろう退職者団生に移行加入するとき。

②がん保障 入院日額の50倍・80万円限度

例) 経過措置43コース選択 医療保障3,000円ががん診断20万円/上皮内がん診断2万円
通常23コース選択 " がん診断60万円/上皮内がん診断6万円

③掛金差額 51歳～55歳（男） 経過措置43コース 掛金 月1,632円
通常23コース 掛金 月1,996円 差額月364円

④選択方法

はじめに型の選択 ⇒組合員本人F～R型または、高年齢層型Tを選択

次に経過措置コース選択⇒がん保障特約経過措置コース43～55コースをご選択ください。

⑤その他

経過措置期間中、医療保障の増額・減額は可能です（告知・2/1000条件あり）。ただし、経過措置メニューの範囲内での選択となります（経過措置コース43～55コースでの選択、通常メニューへの選択は不可）。

(2) 高年齢層型の選択

死亡保障を下げ、掛金をおさえる経過措置メニューです。

- ①条 件 56歳～60歳の組合員本人・既加入者が選択
経過措置期間は、新制度発効後4年間

- 高年齢層型は、つぎの場合に終了となります。
- ・高年齢層型の設定期間4年が終了するとき。
 - ・組合員の年齢が、高年齢層型の対象年齢（継続更新日：56歳以上～60歳）から外れた場合。
 - ・組合員がじちろう退職者団生に移行加入するとき。

- ②保 障 死亡保障 500万円

- ③掛金差額 56歳～60歳（男/1年目基本契約経過掛金にて比較）

高年齢層型 掛金 月 1,300円

F型（最低保障額600万円）掛金 月 1,560円 差額月 260円

- ④選択方法

型の選択 ⇒型（死亡保障）を「T」でご選択ください。

医療コース選択 ⇒10,000円（23～30コース・がん保障経過措置43～50コース）まで選択可能です。

- ⑤その他

経過措置期間中、告知に該当しない場合、通常メニューへの変更も可能です。

5. 配偶者契約最低共済金額引き上げについて（全国統一メニュー400万円への引き上げ）

（1）全国統一メニューにおいて、配偶者の「型（生命保障）」の最低共済金額が400万円となり、現行300万円加入者においては最低共済金額が引き上がります。

配偶者年齢区分	制度改定前	⇒	制度改定後
18-60歳	300万円		400万円

（2）引き上げメニュー変更にかかわる給付について

増額部分の取扱いは、取扱要領「制度解説 給付-3 メニュー変更により共済金額を増額した場合の取扱い」にのっとり、次の通りとなります。

給付種目		支払該当事由	追加加入共済契約
基本契約	死亡共済金	発効日前にすでに発病していた疾病または受傷していた傷害を原因として死亡した場合	100%
	重度障害共済金	発効日前にすでに発病していた疾病または受傷していた傷害を原因として重度障害となった場合	更新日から180日以内の場合50%支払い

◇300万円から400万円に引き上げた場合の給付について（具体例）

増額分（100万円）について、①死亡共済金は400万円のお支払いとなります。②重度障害共済金は、発効日前にすでに発病していた病気、または受傷していたけがを原因として、更新日から180日以内に重度障害となった場合、350万円（100万円を50%減額して）のお支払いとなります。

（3）継続時の契約者対応について

各継続募集時に、該当単組へ対象者一覧及び組合員用説明文書を送付します。

6. 子ども契約全国統一メニューの留意点

北海道は現行制度において、子ども契約終了後、健康状態にかかわらず「こくみん共済」へ移行することができるメニューとして最低共済金額型（死亡保障）400万円、医療コース3,000円を設定していました。

制度改定後の全国統一メニューにおいては、子ども契約型（死亡保障）200万円・300万円、医療コース2,000円の選択が可能となりますが、引き続き、400万円・3,000円のメニュー選択を推奨します。

7. 先進医療特約・新がん保障特約（がん診断共済金）について

(1) 新制度・先進医療特約の免責について

先進医療特約の発効日前に発生した不慮の事故、または発病した疾病を原因として、発効日後に先進医療による療養を受けた場合はつぎの取り扱いとなります。

- ①先進医療特約の発効日からその日を含めて1年を経過した後に先進医療による療養を受けた場合は、発効日以後の原因とみなして先進医療共済金をお支払いします。
- ②先進医療特約の発効日からその日を含めて1年以内に先進医療による療養を受けた場合は、「削減規定」のとおりです。

<削減規定>

先進医療特約の発効日前に発生した不慮の事故、または発病した疾病を原因として、発効日からその日を含めて1年以内に先進医療の療養を受けた場合は、次のいずれか小さい金額を支払います。

- ア. 20,000 円
- イ. 通常支払額の 50%

(2) 制度発足初年度の移行加入時の新がん保障特約の免責期間について

新しい団体生命共済においては「新がん保障特約」が付帯されることとなります。「新がん保障特約」と「がん保障特約」は異なる特約として取り扱われる（解約・新規）ため、90日間の免責期間があります。

項目	説明
免責期間の基本的な考え方	「発効日または更新日から起算して90日目」までの期間をいいます。
移行加入時における「申込日」の取り扱い	「発効日または更新日から起算して91日目以後」とあるのは、「 <u>申込日から起算して91日目以後</u> 」と読み替えます。

8. 継続募集関連資料

- ・続事務マニュアル（事務処理編）
- ・続事務マニュアル（帳票編）
- ・2022年7月発効募集特集号
- ・事務担当者会議資料編 3～27P

IV. 団体生命共済制度改正制度改正後の例月事務

ポイント



発効月からセット管理から単独管理へ変更となります
帳票が変わります
記入内容が変わります
※後日、例月事務マニュアルを送付します。

1. 総合共済基本型の管理方法の変更について

制度改正後は、総合共済基本型と団体生命共済と型セットが廃止されました。セット管理をしていた単組は全て単独管理へ変更になります。セット管理と単独管理では、申請方法や証書の表示などに違いがあります。

2. 総合共済のセット管理から単独管理への変更による例月事務処理の違い

(1) 申込書記入方法の違い

①初めて組合員になり、基本型へ加入する場合

初めて組合員になる場合は、「生協加入申込書 兼 組合員情報・変更申込書」を記入して提出します。

セット管理から単独管理へ変更した場合の違いは、「総合共済 加入申込欄」で、セット管理の場合は「Z型」に単独管理の場合は「基本型」にチェックをしていましたが、全て単独管理になるため、「Z型」チェック欄を廃止しますので「基本型」にチェックを入れてください。(参照：資料編 29P)

②初めて組合員になり、基本型+団体生命へ加入する場合

「自治労共済生協 生協加入申込書 兼 団体生命共済・長期共済（新団体年金共済）加入申込書」を使用しての加入。

新規採用者用の申請書での申請について、セット管理では団体生命共済に基本型がセットされているため団体生命共済に加入することで基本型へ加入することになります。そのため「基本型」・「Z型」へのチェックは必要ありませんでした。

セット管理から単独管理へ変更した場合の違いは、基本型へのチェックが必要になります。(参照：資料編 31P)

③基本型加入から団体生命共済（団生型）に加入する場合

「団体生命共済・長期共済・親子共済 加入・変更届」を使用して、団体生命共済への加入申請をします。

セット管理ではZ型から団生型の変更申請でしたが、単独管理へ変更した場合、団体生命共済への新規加入申請になります。(参照：資料編 33P)

④団体生命共済のみを解約して基本型を残す場合

セット管理では団生型からZ型への変更申請となるため、「団体生命共済・長期共済・親子共済 加入・変更届」を使用して、Z型への変更申請をしましたが、単独管理へ変更した場合、団体生命の解約となるため「解約申込書（兼解約返戻金請求書）」を使用して、団体生命共済解約の申請をします。（参照：資料編 35P）

⑤全部解約する場合

セット管理では基本型加入者は団体生命共済の型にセットされているため解約する共済種目の基本型に○を記入しませんでした。単独管理へ変更した場合、基本型に○を記入します。（参照：資料編 37P）

（2）加入証書・一覧類の違い

①基本型のみ加入了した場合の加入証書（参照：資料編 39P）

セット管理ではZ型の加入となるため、基本型の掛金欄には300円の表示はありません。団体生命共済の欄にZ型加入・掛金300円が表示されています。単独管理の場合は総合共済の掛金欄に300円が表示されます。

②基本型のみ加入了した場合の契約証書配布一覧

違いはありません。（参照：資料編 54P）

③加入引受・契約終了一覧

セット管理ではZ型（＝基本型）の加入・解約をして契約者について、「団体生命」の欄に表示されますが、単独管理では基本型の加入・解約については「総合共済」の欄に表示されます。（参照：資料編 41P）

【基本型単独管理化にともなう帳票取扱いの変更内容】

＜基本型＞

No.	項目・帳票		型セット管理	単独管理
1	加入申請時の帳票		生協加入申込書（Z型欄に記入）	生協加入申込書（基本型欄に記入）
			生協加入申込書兼団生・長共加入申込書（Z型欄に記入）	生協加入申込書兼団生・長共加入申込書（基本型欄に記入）
2	基本型のみ加入者の継続申込書出力有無		Z型として出力あり	出力なし （必要に応じて未加入者用申込書を出力）
3	解約申請時の帳票	例月時	解約申込書（団生欄）	解約申込書（基本型・追加型欄）
4		継続時	解約申込書（団生欄）又は継続申込書	解約申込書（基本型・追加型欄）
5	契約証書	出力有無	新規加入時に出力あり	新規加入時に出力あり
6		表示内容	総合共済欄に表示（掛金表示なし）	総合共済欄に表示（掛金表示あり）
7	加入引受一覧の表示内容		Z型として団生欄に表示	総合共済欄に表示
8	掛金一覧の表示内容		Z型として団生欄に表示	総合共済欄に表示

（3）帳票・一覧等の変更点について（参照：資料編 56P）

3. 申込書作成手段等に関すること

新制度で使用する申込書等の作成手段・使用時期については以下の通りとなります。

	掲載場所等	使用可能時期	備考
白紙申込書 (PDF データ)	じちろう共済ネット ハッピーちゃんネット	2022年1月初旬～	当面の間、新・旧版帳票の掲載
白紙申込書 (複写帳票)	—	各枝継続募集時～	継続帳票到着前に送付(※1)
職域 web プレ印字機能	職域 web	2022年2月以降～	団生新制度メニューの システム登録後から利用可(※ 2)
HP 掛金試算機能 による申込書	ホームページ (団生掛金試算バナー)	2022年2月以降	団生新制度メニューの システム登録後から利用可(※ 2)
簡易版未加入者 申込書作成ツール	ハッピーちゃんネット	2022年1月初旬～	当面の間、新・旧帳票作成版 の掲載

(※1) 継続募集使用分+新満期例月申請使用分を送付予定

(※2) 継続申込書出力処理の約1ヶ月前を目途

4. 申込書(例月申請時)の切り替え時期について

『新制度発効月』の『標準スケジュール受付分』から切替を行います。切り替え時期をご確認いただき、旧帳票を破棄した後、新帳票への切替使用をお願いします。

<発効月ごとの帳票切り替え時期>

発効月	帳票切り替え	発効月	帳票切り替え
2022年7月発効	2022年5月1日受付分より	2022年10月発効	2022年8月1日受付分より
2022年8月発効	2022年6月1日受付分より	2023年1月発効	2022年11月1日受付分より

5. 個人賠償責任共済の加入（付帯）・解約（付帯を外す）について

個人賠償責任共済への加入申請書は、団体生命共済の加入申込ができる「団体生命共済・長期共済・親子共済 加入・変更申込書」、「自治労共済生協 生協加入申込書 兼 団体生命共済・長期共済（新団体年金共済）加入申込書」に申請欄が追加されています。

①加入申請

例月申請での加入は、任意の月で加入することができます。

団体生命共済加入と同時に加入または、既に団体生命共済に加入してる場合は後から個人賠償責任共済を追加して加入することができます。

②解約申請

解約は、任意の月で解約することができます。

団体生命共済は加入したままで、個人賠償責任共済のみを解約することができます。

※団体生命共済本人型が解約されると個人賠償責任共済も同時に解約となります。

6. 例月事務関連資料

- ・ 例月事務マニュアル（本部作成中のため後日送付します）
- ・ 事務担当者会議資料編 28～57P

7. 例月・継続事務共通

（1）告知内容に関すること

①健康告知の条件（チャート）が変更

（ア）『一般用告知』と『医療用告知』の内容が変更（参照：資料編 3～4P）

（イ）『高血圧緩和通常就業者』の新設（参照：資料編 5～6P）

②本人最低保障額メニュー（～60歳）への加入時の告知申告

一般用告知のみで可

（2）保障の選択方法・年齢の適用に関すること等

①生命保障型と医療保障コースの選択方法

「生命保障型」と「医療コース」の組み合わせでの加入が原則です。

※ただし「医療用告知」条件を満たさない場合に限り「生命保障型」のみ加入を可とします。

②年齢の適用

加入および契約変更時の発効日時点の年齢が適用

(例) 発効月：10月発効 被共済者生年月日：1981年10月10日

□2023年1月発効スポット募集で保障増額した場合

発効日	年齢	適用する団生年齢層
2022年10月【新制度発効日】	40歳11ヶ月	36歳～40歳
2023年1月【スポット募集発効日】	41歳2ヶ月	41歳～45歳

③性別 戸籍上の性別を記入

(3) 個人賠償責任共済(個賠)の団生付帯開始に関する事(申請方法など)

①付帯方法など

本人契約(基本契約)へ付帯(家族契約への付帯はできません)

- ・団生と同時加入または団生既加入の場合は追加での付帯が可能。
- ・団生(本人契約)が解約となった場合、個賠も同時に解約となります。

⇒団生本人契約の解約申込があった場合、個賠の解約申請が無くても自動的に解約となります。

②個人賠償責任共済の加入(付帯)・解約(付帯を外す)方法

◇加入(付帯)方法

団生加入申請ができる申込書を使用して加入(付帯)します。

使用帳票 ⇒団生加入変更申込書/生協兼団生加入申込書/継続加入申込書

◇解約(付帯を外す)方法

加入(付帯)と同じ申込書を使用して解約(付帯)を外します。

使用帳票 ⇒団生加入変更申込書/生協兼団生加入申込書/継続加入申込書

※解約申込書で、個人賠償責任共済を「解約」(付帯を外す)ことはできません。

V. 団生抜本改正にもなう掛金収納事務の変更点について

1. 掛金収納事務の変更点について（参照：資料編 58～73P）

2. 変更点の詳細について

（1）標準外 2 分割方式にて掛金合わせを行う単組の取扱いについて

今回新たに標準外処理スケジュールを 2 分割することで、標準外①を反映したデータの取得と、それを用いた掛金の報告を可能にします。

この標準外 2 分割方式での掛金合わせを行う単組については次の通りです。

①標準外 2 分割方式での掛金合わせについて（希望単組申請）

標準外 2 分割方式を取り入れる単組については事前に本部へ報告をします。

標準外 2 分割方式を新たに取り入れる場合と、標準外 2 分割方式をやめる場合は、年に 1 回のみ変更可能とします。なお、報告方法などについては、後日改めてお知らせします。

②申込書の処理について

報告いただいた単組のみ標準外を 2 分割したスケジュールでの本部処理を行います。

（2）標準外を 2 分割したスケジュールについて

すでに提起している標準外を 2 分割した処理スケジュールについては次の通りです。

①標準外①の申込書については、「発効月前月 15 日まで単組にて受け付け（15 日が休日の場合は翌営業日）、その 2 営業日後まで本部に到着した申込書」とします。

②標準外①を反映した各種データについて、各月の最終営業日に取得可能とします。

例) 12 月発効標準外

（申込日 11/1～11/30、本部到着日～12/5、12 月発効/11 月末解約の申請）

	単組受付期間	申込書本部締切	データ取得可能日
12 月発効標準外①	11/1～11/15	11/17	11/30～
12 月発効標準外②	11/16～11/30	12/5	12/20 頃～

（3）データ添付による本部への掛金報告方法について

データ添付による本部への掛金報告について、「問合せ DB または職域 Web へのデータ添付による報告を可能とする」と説明をしてきましたが、添付箇所が分散することで到着確認が煩雑となることから、問合せ DB への添付報告とします。

(4) データ提供方法について

各種データ提供については、職域 Web からの取得に統一します。なお、職域 Web でのデータ取得画面のイメージは「職域 Web データ受信確認画面 (イメージ)」(別紙 12/参照：資料編 69P)。

(5) 種目別集計表 (総括票) データのレイアウト変換について

本部から提供する種目別集計表 (総括票) データについて、別紙 9 (参照：資料編 66P) の項目から現行送付している種目別集計表 (総括票) と同じレイアウトに変換するツールを提供します。具体的には別紙 13 (参照：資料編 72P) 「種目別集計表 (総括票) 作成ツール」および別紙 14 (参照：資料編 73P) 「変換後種目別集計表イメージ」参照。

(6) 掛金の合わせ方について

型別での報告が不要となり異動者の報告のみとします。新たに取り扱いを開始する標準外 2 分割方式での掛金の合わせ方について、「標準外 2 分割方式での掛金の合わせ方の例」(参照：資料編 74～84P)。

3. 掛金収納事務マニュアルの提供について

新制度における事務に関する掛金収納事務マニュアルについて、システムの開発状況等を踏まえ 2022 年 4 月上旬に単組へ送付する予定です。

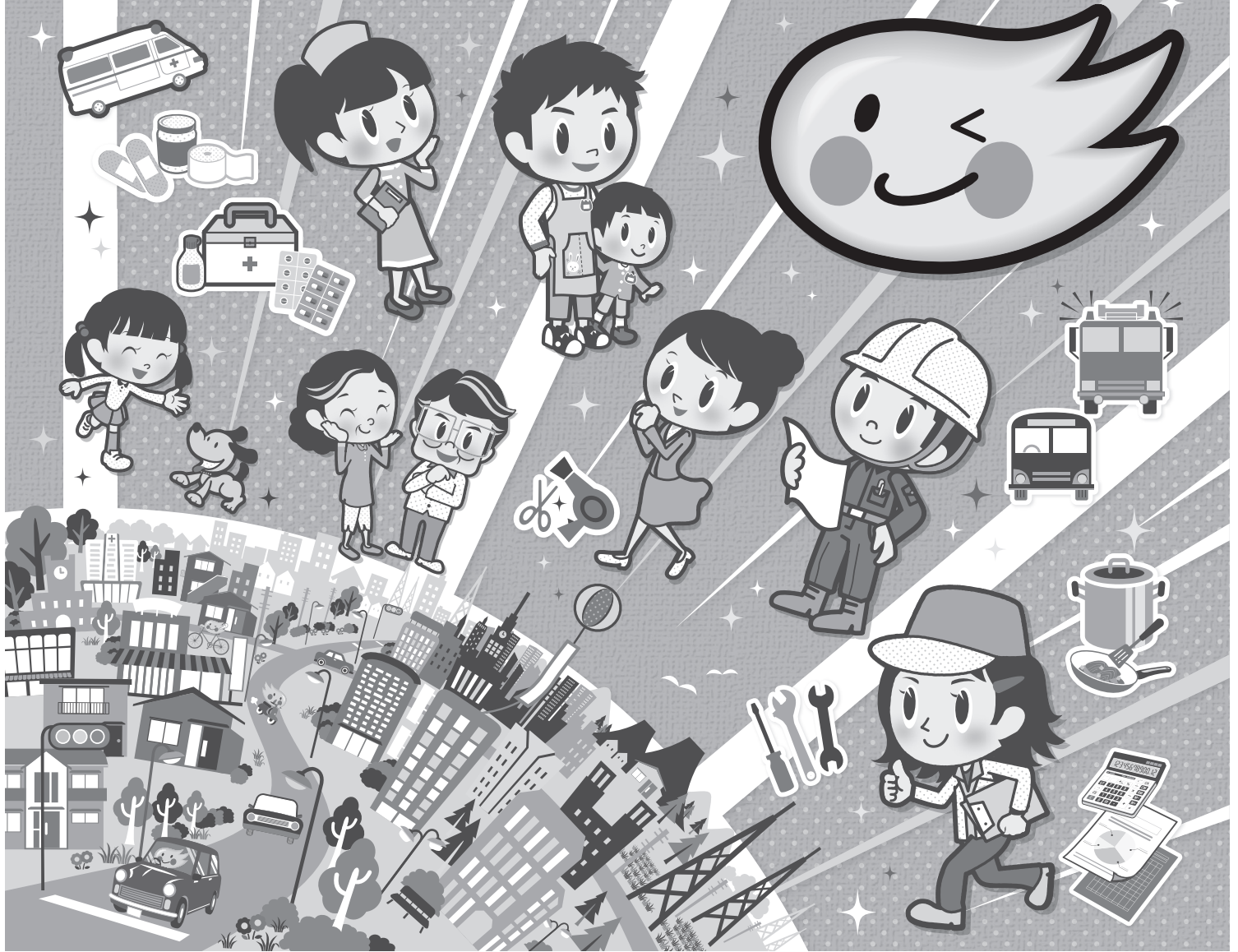
4. 掛金事務関連資料

- ・ 掛金事務マニュアル (本部作成中のため後日送付します)
- ・ 事務担当者会議資料編 58～84P

V. その他

じちろう共済

地域公共サービスで働く仲間と家族の助け合い



生命・医療・自動車・住まいの安心を在職中から退職後まで。
積立タイプの共済も用意しています。

総合共済

団体生命共済

長期共済

税制適格年金

じちろう
こども保障満期金付タイプ

じちろう
マイカー共済

自賠償共済

住まいる共済

介護保障

じちろうの共済
シンプルパック

火災共済・自然災害共済

こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済 推進本部
全日本自治体労働者共済生活協同組合

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地(先)の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。
契約にあたってはパンフレットをご覧ください。